

令和元年第8回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月11日（水）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大会議室
3. 議 題
- (1) 議案第1号 専決処分（平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて
 - (2) 議案第7号 白井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第10号 千葉県と白井市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する協議について
 - (4) 議案第13号 白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館の指定管理者の指定について
 - (5) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
 - (6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 植 村 博 委 員 長・影 山 廣 輔 副 委 員 長
伊 藤 仁 委 員・小田川 敦 子 委 員
秋 谷 公 臣 委 員・平 田 新 子 委 員
石 川 史 郎 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 市民環境経済部長 | 川 上 利 一 |
| 都市建設部長 | 高 石 和 明 |
| 市民活動支援課長 | 岡 田 光 一 |
| 市 民 課 長 | 篠 田 順 子 |
| 都市計画課長 | 東 山 智 |
| 産業振興課長 | 川 村 俊 男 |
| 道 路 課 長 | 竹 田 忠 夫 |
| 上下水道課長 | 青 木 元 晴 |
| 子育て支援課長 | 山 口 等 |
| 農業委員会事務局長 | 川 上 利 一 |

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫
主任主事 東 山 奈緒美
主任主事 石 井 和 子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、植村委員長より御挨拶をお願いいたします。

○植村 博委員長 皆さん、おはようございます。先日インフルエンザの予防注射を受けました。基本的にはうがいと手洗い、最終的には個人の体力、つまりは十分な睡眠と栄養が大事だと思います。今日、この委員会で審議をいたします議案につきましても、私たちの知識と、それから、洞察力と判断力を駆使して審議していきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第1号、議案第7号、議案第10号、議案第13号、議案第15号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目、5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○植村 博委員長 皆さん、本日は議案5件について審査を行います。迅速かつ慎重なる御審査をよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。また、質問は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第1号 専決処分(平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予算(第2号))の承認を
求めることについて

○植村 博委員長 日程第1、議案第1号 専決処分(平成31年度白井市下水道事業特別会計補正予
算(第2号))の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はご
ざいませんか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 現状の復旧作業について全員協議会で説明がありましたけれども、その後の作業状
況について伺います。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 その後の作業状況について御説明させていただきます。議員全員協議会の時
点では下水道水が流出した水路の清掃及び水路のり面復旧作業を実施しておりました。その後の作業
としましては、下水道水が流出した農地に堆積している汚泥の撤去作業を現在行っております。あら
かた済んでございます。今後は撤去した汚泥を処分場へ搬出する予定でございます。以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 10月25日の大雨は今までにないようなことだったんですけれども、例えば、うちの
地区ではその後、10日間ほどかけて梨畑の水をポンプで上げているようなひどい状況でした。今後と
も今回以上の大雨が降るかもわからないし、どんなことがあるかもしれません。今後の対策等につい
ては検討されているのか、その辺のところ伺います。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回の溢水した原因につきましては七次ポンプ場の能力を超える流入があっ
たためです。その主な要因としましては、当市の公共下水道は分流式という本来汚水は污水管、雨水
は雨水管で処理されるものが、マンホールのふたの小さな穴や隙間、管渠の継手、それから、排水設
備などの雨どいなどが誤接で下水道に、汚水のほうに入っているという、いわゆる不明水が污水管へ
相当量流入したためと考えてございます。

今後の対応としましては、不明水対策として現状の調査やマンホールのあいている穴を塞ぐ作業だ
とかを実施する予定で考えてございます。今後も引き続き不明水の流入箇所を調査しながら、どうい
う方法がいいのかという対策を検討していきたいと考えております。以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 次に、3款1項1目予備費について伺います。この予備費の補正額1,500万、この業
務の内容についてお伺いいたします。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回予備費を使わせていただいておりますのは、災害ということで一般会

計から繰り下ろしていただいております。

かかる費用の内訳にしましては、まず、今回この災害時に職員が出ておりますので、その人件費に当たる時間外手当、それから、先ほど現状について御説明しましたが、流出した下水道水の吸引作業をする、通称バキュームという作業車を持ってきて、それを吸い込む作業、それから、流出した汚泥の撤去作業費、それから、それを運ぶ運搬処分費となっております。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○秋谷公臣委員 結構です。

○植村 博委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 農地部の汚泥の撤去作業がほとんど終了しているという説明でしたけど、農地に関しては汚泥を撤去した状況でもう次に耕作というかは可能な状態なんではないでしょうか。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回一番汚泥が入った、汚水、下水道水が入った箇所については休耕地になってございました。土地の所有者からは表面にあるティッシュ等で汚れた汚泥を処分、撤去していただいて、その後に土を入れてくださいというお話をいただいております。先ほどおおむね終わっているというのはその撤去の作業が終わっただけで、この後、土を入れるような作業が残っております。以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、先ほど予備費の中で汚泥の撤去と運搬というのがありましたけれども、土の入れかえ、入れるというのもまた別に費用が発生するんですか。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 緊急工事ということで、のり面に土を取るだとか、入れるだとかいうのは土工事ということでもう発注してございます。その中に含まれてございますので、私の先ほどの説明が悪かった、その撤去作業の中には土を入れる作業費も入っております。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 もう1つ。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 あと、今後の対策を検討して行きますということでしたけれども、どのようなスケジュール、スケジュールはまだ決まっていなくても、スピード感で対策を検討していくのか、お考えをお聞きます。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 先ほど対策のところでお話ししました内容については、現在の予算措置でも

やらせていただいております。来年度の予算の話になってしまいますが、来年度の予算の中でも不明水を調査する費用であるとか、管渠の修繕費用だとかいうのを国の補助金を使いながら、活用していく形になりますので、今回のこの場所に限ったことではないですが、管渠の不明水対策、管渠を直すことによって地下水が入らなくなるような対策になりますので、予算の措置はもう来年度予算に入れてございます。以上でございます。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり承認されました。

(2) 議案第7号 白井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○植村 博委員長 日程第2、議案第7号 白井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けております。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

平田委員。

○平田新子委員 議案の説明を受けましたときに県や近隣自治体と検討を進めているということを伺いました。この近隣自治体、県との協議内容というか、経過も含めてお尋ねいたします。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 それでは、徴収一元化のこれまでの経緯ということで御説明させていただきます。県内の県営水道区域においては千葉県企業局の徴収となる県営水道料金と市の徴収となる下水道使用料とに料金徴収が分かれてございます。この料金徴収を一括して行うことにより市民サービスの向上や市事務の効率化、経費の節減を図ることを目的としまして、平成24年5月に当時の千葉県水道局と県営水道供給区域関連11市、こちらの11市につきましては、千葉市、市原市、成田市、鎌ヶ谷市の4市、こちらにつきましては1期ということで、平成30年1月から先行して一元化の作業に参加して、もう作業を進めてございます。その後の協議によりまして当市を含む6市、船橋市、市川市、松戸市、浦安市、印西市、白井市、これが6市ということで、2期ということで、参加するということが昨年8月27日の全員協議会の際にも若干前任の課長で御説明させていただきましたが、参加する意思の表示をさせていただいてございます。今回令和3年1月1日から参加したいということで、この後の10号議案、今回の7号議案ということで議案を提出させていただいてございます。今回7号議案につきましては、部長の御説明にもあったように、徴収一元化に必要な千葉県や関連市町村との業務内容の整合を図る目的で条例の改正を提案させていただいてございます。以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 ただ今の答弁では、令和3年1月1日からこの状況に参加したいということで、この議案では、改正規定は令和2年4月1日から施行するとあります。また、経過措置として令和2年7月1日以降の検針ということで幾つかの日にちが出てくるんですけども、その関係性を説明してください。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 附則第1項で令和2年4月1日から施行する、これは第16条について令和2年4月1日から施行するという形にさせていただいてございます。

それから、もう1つ、2項の経過措置として、令和2年7月1日という日にちが出てくるんですけども、こちらについては9月に行いました水道料金の改定の際にも若干触れさせていただいてございますが、料金の調定は2カ月に一度調定をさせていただいてございます。その調定の関係から7月1日からということにさせていただいてございます。以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 あと1つだけ伺います。実際こういうふうに徴収方法が変わったりする告知を市民にしていくのか、全く市民がわからないところでこちらのシステムだけが変わっていくのか、その辺を市民への影響ということで伺います。

○植村 博委員長 青木上水道課長。

○青木元晴上水道課長 市民への周知ということでお答えさせていただきます。前回9月の料金改定の際にはかなり周知について御指摘をいただいたところでございます。今回につきましても他の市町村先行している4市を見ますと、かなりホームページ上に市民の方が戸惑うということで周知をし

ていただいております。今回につきましては、同様に広報やホームページによって周知するだけでなく、個別にポスティングとか、あとダイレクトメール等やらせていただく予定でございますので、周知の充実について計画しているところでございます。以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 ほかに質疑はございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 今回の条例改正で延滞金が新しく盛り込まれているという説明があったかと思うんですけども、この辺の周知も確実に必要になってくるということが1つと、その延滞金が端数を切り捨てるとちょっと大きい額、まとまった金額にならないと延滞金も発生しないのかなともとられてしまう内容なので、どういう状況で延滞金が発生するのかを伺います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回この延滞金の条文を幾つか追加させていただいた状況につきましては、先ほど触れましたが、千葉県や関連市町村と業務内容の整合を図る上で、私どもの延滞金の内容については一部未整備の部分があるという御指摘を千葉県さんから受けましたので、その部分を追加させていただいております。それと、今委員さんのお話のように、どういう形になるかということ、まず、2,000円未満の、ほとんど使わないお客様については延滞金がかかりません。それから、計算の仕方としては、初めの1カ月は7.3%を掛けて、もし仮に1年間滞納されているような方がいらっしゃれば、残りの11カ月については14.6%を掛けるという、そういう計算式になってございます。以上です。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 端的にお尋ねします。今回この延滞金とか、料金の値下げという格好で、ある意味利用者にとってはプラスの話です。ただ、これまでの市の実入りからという角度からすると、マイナスになるのかなと。それで、この県との一元化による効果のプラスとの、プラスマイナス最終的にはどうなるのかということで、理想的にはプラマイゼロが、みんな住民還元できたらというのが理想のかなと個人的には思いますけれども、そこら辺のところについてお伺いします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 今回の、今、委員のおっしゃっているように、イニシャルコストであったり、ランニングコストということでお答えさせていただきます。まず、今回イニシャルコストとして千葉県さんとこの一元化に参加するのに際して令和2年度の予算の中に計上していく形になりますが、プログラムの変更であったり、周知をするための費用であったり、今回千葉県に一元するのに当たっておおむね大体5,000万円強の金額がかかわってございます。ただ、ランニングコストに関しましては、

平成30年度の決算数値としまして、委託業者に私ども今使っておりますので、調定1件当たり300円強の金額がかかってございます。それが千葉県さんをお願いをする委託料につきましては、210円前後の金額で委託をお願いするような形で今作業を進めてございますので、当然ここにはマイナス100円の効果が出てきますので、イニシャルコストを低減するためには10年程度期間がかかるかもしれませんが、お客様への負担はないと考えてございます。

それから、今回の料金については値下げではなくて、消費税を内税方式から外税方式に変えるだけです。下水道料金の変更には当たりません。以上です。

○影山廣輔副委員長 了解しました。

○植村 博委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方でございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 次に、賛成討論の方でございますか。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

最初のイニシャルコストはかかったといたしましても、長い目で、中長期的に考えれば、全体的にランニングコストが下がるということもございまして、また、県に委託することによって市の職員の効率化というのも図れるかと思えます。何よりもいろんな自治体が広域連携して1つのやり方を統一基準みたいにしてやっていくということは、水道、下水道、ごみ、いろんなことにこれから広がっていくといいなと思っておりますので、同じシステムで多くの自治体が参加する広域連携という意味でも賛成させていただきます。

○植村 博委員長 ほかに討論はありませんか。討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立全員です。したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第10号 千葉県と白井市の間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する協議について

○植村 博委員長 日程第3、議案第10号 千葉県と白井市の間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けております。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

平田委員。

○平田新子委員 確認ですけれども、もう既に先ほどの議案の中で4自治体が実行に移されているということで、これから県とどういった内容を協議していくんでしょうか。ある程度もう合意形成できている状態なのか、これから合意形成をつくっていくのか、そのあたりを伺います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 今後のスケジュールということでお答えさせていただきます。今、委員の御指摘のように、事務レベルではもうお話を進めさせていただいております。それは昨年度の9月に覚書を交わしたということで事務作業は進めてございます。ただ、今回協議について挙げさせていただいているように、最終的にはこの議会での承認をいただいとということになってございます。

今後の予定なんですけれども、もう先行してやっている4市がございまして、千葉県さんとすれば、もうどういうふうに進んでいくかという内容については一度経験している内容になってございますので、当然もうその話はいついつまでにこういうこと、いついつまでにこういうことということになっております。直近でいいますと、今回この徴収業務に関する内容承認いただければ、千葉県としては今度6市からその承認の資料を集めまして、2月の千葉県議会に諮って受託の議決後は正式に協議書を交わして、それを告示する、その後は総務省に通知を出して総務省の承認をいただいでいく、その後協定書を交わすという形、あと、システムの開発をしていく、先ほどもお話いただいた市民へ周知していくということを来年度早々から始めていくような予定となっております。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 1点だけ確認させてください。部長の説明だと、住民サービスの向上、それから、市の業務の効率化ということもおっしゃられたと思いますけれども、住民サービスの向上についても少し具体的なことがあれば、お伺いいたします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 現在県営水道区域についている料金徴収は県がやっておりますので、まず、県から請求が行くなり口座の引き落としになったりしてございます。下水道料金については当然市がやっておりますので、千葉県さんからデータをお貸しいただいて、その請求をかけた次の月に請求をかけておりますので、今度は千葉県さんと一緒にやっていただきますと、支払いの時期が同じになり

ます。ですから、今月落とした、来月落とした、どちらの料金かわからないというお客様の不便性がなくなります。それから、引っ越しなどの手続のときに使用開始の手続だったり、中止の受付だったりというのが、窓口が今までは県営水道の窓口が1つ、市営水道の窓口が1つとなっておりますので、料金等の問い合わせが一本化されます。それから、支払い可能な金融機関が市の持っている金融機関はコンビニエンスストアと銀行等なんですけれども、それより千葉県さんの金融機関のほうが多くなっていますので、支払いができる可能な金融機関が増えるようなことになってございます。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 滞納についてお伺いします。委託先が変わるということで、滞納、督促の対象になっているものの事務の取り扱いはどういうふうになっていくのでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 今まで市で調定を起こさせていただいている部分については引き続き市でやらせていただきます。千葉県さんに委託をお願いした以降のものについては千葉県さんのほうがやっていただけることになってございます。以上です。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 先ほど11の市が始まると聞きましたけれども、県水の給水区域調定件数率、いわゆるカバー率、これはどうなっていますか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 率というよりは、資料が手持ちに少ないので、調定件数で話させていただきますが、今10市という話、実際は11市になっておりますので、今参加しないのは、協議中なのは習志野市さんだけになってございます。29年度の調定件数でお話しさせていただきますと、千葉県水道局さんが29年度中に調定をあげた件数が834万2,829件という形になってございます。その中で下水道の調定をあげている11市の件数合計が711万3,330件、細かい数字はちょっと、約という形で捉えていただければいいと思うんですけれども、単純に計算させていただきまして、全体でいうと大体85%県営水道の中で、調定の件数ですけれども、85%が下水道料金の対象になっているという割合になってございます。以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 その中で件数率の中で一番低いところはどこなんですか。あるいは白井市の件数率はどんな感じなんでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 まず、白井市の調定件数と、それから、その中に含まれる下水道の調定件数でまずお話しさせていただきますと、白井市の場合、12万3,688件、それから、下水道の調定が7万8,892件、率にしますと63.8%、一番低いところで見ますと、もう合意形成ができている成田市さん、こちらについては大体30%弱が割合として県水の中で下水道の料金をとっていると、そういう割合になってございます。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 成田市30%低いですが、なぜそれなのに参加するのでしょうか。理由か何か聞いていますか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 直接成田市さんからお話を聞いたわけではないんですけれども、2014年3月18日に千葉日報のオンラインという新聞情報で、オンラインで出ている情報をパソコン、インターネットから見ますと、その中には、私も30%と低いのに何で参加するのかなと不思議に思っておりましたので、その記事を読みますと、先ほど市民への利便性の向上を掲げさせていただいてございますが、県水さんも、千葉県さんも利便性をかなりホームページ上で言っております。成田市さんも同様に成田ニュータウン地区、こちらが県営水道区域になっておりますので、県営水道給水エリアの中に、1番は市民サービス向上につながる点、同地区の住民は料金支払いや引っ越しの際、上水道と下水道で個別に手続をする必要があるが、それが1回で済むことになると説明していると、そういう新聞の記事を見つけましたので、多分成田市さんについては、成田ニュータウンに住んでいらっしゃる市民の方の利便性を考えて成田市さんはこういう形に踏み切ったのではないかと私は思っております。以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 千葉市は政令市なんですけれども、政令市の、同じく給水区域調定件数率というのはわかりますか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 千葉市の分についても、29年度の内容になりますが、件数でいきますと241万1,000件で、それから、その中の下水道の調定件数については229万5,800件程度になってございます。率でいきますと大体95%ということで私の持っている資料上はそういう形になってございます。以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 済みません、95.2%もありながら参加するというのはどういった意味があるのかというのを聞いていますか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 こちらは、これからお話しするのは千葉市さんの議会議事録からになるんで

すけれども、やはり参加することについていろいろ質問されている中で下水道管理部長さんが回答している内容を見ますと、こちらは27年度の徴収率という形で出ているんですけれども、県水が99.8%、これに対して下水道が98.4%となりますということで、一元化することによって徴収率が1.4ポイント増加になります。それから、これも新聞の記事になって申しわけございませんが、当時先ほどの千葉日報オンラインの記事を見ますと、千葉市さんは政令市なんですけれども、政令市で一元化で行われていないのは千葉市だけだと、そういう記事になってございます。その当時は徴収率をもっと悪くて、その徴収率を上げるために千葉県さんをお願いしていつているのではないかと私は思っております。以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 今度白井市に話を戻しますけれども、先ほど県水給水区域調定件数率63.8%とありました。まず、上水道は白井市では市が31%、井戸水が13%、県水が56%だと思うんですけれども、そのうちこの56%の部分が一本化するという理解でよろしいのでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 委員のおっしゃっているとおりでございます。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 そうしますと、市の上下水道ですけれども、31%と井戸13%についての下水道というのですか、対応については今後どうなるのでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上水道課長 先ほど平田委員からも広域化についてのお話に触れていただきました。それから、9月の議会の常任委員会するときにも若干触れさせていただきましたが、当然件数が少なくなれば、1件当たりの件数に対する割合も費用としては発生する形になるところもございますので、今委員の御指摘のとおり、県営水道分のもがなくなってしまうと、1件当たりの単価コストが上がっていく傾向にあると思いますので、それについては今研究会の段階ですが、水道料金の徴収に関して、もしくは広域化に関して印旛郡市内の関係団体10団体で研究会を持ちまして勉強会を開いて広域化に向けて作業の研究をしている状況でございます。以上です。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方でございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第13号 白井市白井コミュニティセンター及び白井市白井児童館の指定管理者の指定について

○植村 博委員長 日程第4、議案第13号 白井市白井コミュニティセンター及び白井児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、配付した資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

平田委員。

○平田新子委員 今の小学校単位のまちづくりということで、結局こういうセンターもある意味の核になると思います。今回報告の中にはそういうまちづくり協議会とか、まちづくりに関してというのが余り出てきていないんですけども、市民活動支援課からセンターに何かしらのアプローチとかいうのは、拠点となってほしいみたいな、そういう動きは本年度どうだったんでしょうか。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 お答えいたします。白井コミュニティセンターの方々に直接ということでは、当課からはまちづくり協議会に対しての協力体制といったことでは特には申し上げてはおりません。以上でございます。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 では、指定管理者としてこれから何年間かという中で、まちづくりといった観点も含んでお願いするという考えでしょうか。それは全く別ということでしょうか。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 白井コミュニティセンターが該当している地域というのは白井第一小学校区ということになってまいりますので、白井第一小学校区の中でまちづくり協議会という話が出

てきたようなときにはそういったお話なんかもしていきたいと考えております。以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。

それでは、影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回光夢迪さんということで過去からの引き続きということになりますが、過去の実績の評価という点で、例えば、その館の利用者の市民、あるいは利用団体などからこうやってほしいという要望、やったほうがいいんじゃないかということで、要望、クレーム等のことがあったかどうか、あるいはそれに対してどういう対応をして利用率を上げたとか、そういう実績なんかもしございましたら、紹介いただければありがたいんですが。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 市民の方からこんなような要望があってこのように対応したという、具体的な内容というのが直接は聞いてはいないんですが、毎月月次報告というところで何か市民からの苦情ですとか、要望があった場合はそういったところで市に報告が来るというところになっておるところでございます。

ただ、今回のその利用者の方々に関しては、今回の提案書の中にも利用者ニーズの把握方法ですとか、こういった提案が出てきておりますので、こういう中で白井コミュニティセンターの方々が市民からの要望に答えていくということで考えております。以上です。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 具体的な話では、部屋の使い方、講義室といったかな、1階の部屋と、あと、焼き物の窯が一体化して貸し出されているところがあったんですね。今現状どうなっているかわかりませんが、窯だけを借りたいんだけど、部屋をほかの団体が借りちゃっていると窯が使えないとか、そういった運営上のお話を伝え聞いたこともあるので、そういう柔軟性とか、そういったものを対応したことはあるのかなと、あるいはほかの部屋でもそういった類の話はあるのかなと思っただんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 今、影山副委員長さんのおっしゃるようなところにつきましては、陶芸団体の連絡協議会、いわゆる陶芸連の方からも私どもの課に相談を受けておりました。それで、つい先日なんですけれども、白井コミュニティセンターと当課におきましてこの工芸室を使わなくても外側から陶芸窯の利用ができるようにできないかという、そんな協議を行いまして、コミュニティセンター側ではそういった対応をしていくということになりまして、つい先日陶芸連の方とコミュニティセンターとで話を行いまして、来年度からだと思いましたが、その辺で外から利用ができるような体制にするということで伺っているところでございます。以上です。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 ほかの団体、あるいはほかの部屋に関しても何かそういった類いの話は、実例はありますか。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 私が直接ということでは聞いているものは特にございません。以上です。

○影山廣輔副委員長 わかりました。

○植村 博委員長 それでは、小田川委員、よろしいですか。小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。広報について伺います。広報紙の、まず、説明会が6月26日なんですけれども、「広報しろい」の掲載が6月15日ということになっていて、期間が非常に短いんじゃないかと思うんですけれども、この公募期間、周知の始まりみたいなものをどのように考えてこの公募を始めたのかについてまずお聞きします。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 説明会の周知ということをございますけれども、確かに日にちから申し上げますと、余り期間が設けられていないのではないかとということをございますが、広報以外でも市のホームページ、こういったところでも掲載をしたりというところもございまして、確かに広報という面では少し期間は短かったのかもしれない。以上ございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ホームページは何日間ぐらい掲載していたんですか、事前に。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 ホームページでの周知につきましては、広報掲載より1週間ぐらい前の期間ぐらいからということをございます。以上ございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、説明会の大体10日前に広報を出して、その20日ぐらい前にホームページに載せている、アップしているという状態だと、非常に公募の周知期間が短いと私は感じてしまうんですが、公募するに当たってどれぐらいの範囲でこの周知を図ったんですか。目にとまらなかったら、エントリーしてくれるところもなく、そのまましろい光夢辿が継続をする意向があれば、もしかしたら、1社しかなかったという状態にもなりかねなかったもので、そのあたりの公募というものに対する動きというのをどのように意識されていたのか伺います。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 指定管理者の公募に関しましては、当然ながら市内の事業者の方が今回限定になっての募集要項ということでつくられておりますけれども、市内の事業者の方々に広く周知をして、気持ちのある方々に応募いただきたいという気持ちで私どもは望んでいるところをございます。で、このたびは説明会を開催したところ、実際には3社説明会に聞きに来ていただきました。

これも全て市内の事業者ということでございますので、特に説明の期間については確かに短かったというところがあるかもしれませんが、実際には3社来ていただいたというところから、こちらについては期間は短かったですけれども、ここは気をつけていきたいということで考えております。以上でございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 検討して今後気をつけていただきたいと思います。施設説明会で、今お話があったみたいに3団体市内業者さんが出席をされて、で、申請が1社だったということなんですけれども、この受付に来たけれども、申請されなかった理由というのは何かお聞きになっていますか。

○植村 博委員長 岡田市民活動支援課長。

○岡田光一市民活動支援課長 申請書の書類の提出がなかったという理由については特に伺っておりません。以上でございます。

○小田川敦子委員 そうですか。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。この指定管理者は地域性を非常に特色して出されています。お隣には商工会がありますし、ちょっと離れたところ、工業団地がありまして、また、自然も豊かという意味で、今井の桜プロジェクトとか、金山落クリーンアップ、それから、そういったときの写真の撮影会とか、展示などもずっとされてきておりますし、ワーキング・キッズ・アドベンチャーでは「全市でやってほしい」というリクエストが来るぐらいお子様たちがいわゆるキッズニア的な体験をして、その保護者もとても笑顔で喜んでいらっしゃる姿を拝見します。そういった意味で、地域特性を生かした、それから、まめに広報紙なんかも、あそこは2色の印刷ができますから、黒だけではなく、赤と黒を駆使した印刷を市内のあっちこちに置かれたりして非常に積極的にかかわってくださっているのです。これからの5年も地域に根差した活動をしていただけるんじゃないかと思って賛成いたします。

○植村 博委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○植村 博委員長 次に、日程第5、議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

それでは、皆さん、歳出についての質疑、まず、10ページ、ここから始めたいと思います。それでは、10ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費から歳出についてを受け付けます。どうでしょうか。

それでは、小田川委員。

○小田川敦子委員 戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務に要する経費について伺います。こちらが説明ではマイナンバー交付推進に対応するための窓口経費ということで計上されていますけれども、この増額の積算根拠というか、どういうところを想定してこういう金額を見積もっているのか、説明を求めます。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 まず、マイナンバーに関してなんですけれども、国の閣議決定によって令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定して本年度中に公務員が先行取得する方針が示されました。今後急速にマイナンバーカードの交付件数が増加する見込みであるために、国の補助金を活用し、マイナンバーカードの交付体制を強化するものになりますが、まず、賃金になりますが、こちらは現在非常勤職員を1名雇用しており、1名体制で行っておりますが、3名体制に強化するというので非常勤職員の雇用する費用を補正するものです。

それから、11節の需用費の消耗品になりますが、市民課窓口のブースを増設するために、カウンター仕切りパネル等設置をするための費用となります。

それから、18節の備品については高齢者の方等のマイナンバーカードの申請方法がわからない方な

どの対応として申請サポートに必要なタブレット端末、それから、それに付属するモバイルプリンターと、ウェブカメラを購入するための費用となります。以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 これはいつからこういう体制を整えて始める予定なんですか。今年度末ぐらいですか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 賃金に、その非常勤職員さんにつきましては、この11月から2名体制、12月から3名体制にすることで現在雇用している状況にあります。

あと、窓口のブースの増設は今後購入をして設置をしていきたいと考えております。

それから、備品のパソコン等は4月に入りまして新年度からすぐできるように準備をしたいと考えております。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、もう12月から完全に3名体制、12月は今月ですよ、整えているということになると、これは毎月どれぐらいの受け入れを想定した3名体制なんですか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 マイナンバーの交付体制としましては、来年度から早急にふえていくということが見込まれて、その前に、今、国家公務員と地方公務員の申請につきましては、国から来年以降、急速にふえてくるので、事前にとるようという勧奨通知が来ておりますので、この年明けぐらいから交付については増えてくるだろうという見込みがありますので、今現在1カ月100件程度になっておりますけれども、今後につきましては計画としては1カ月400件から500件、そういったところを見込んでおります。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、12月から3名体制を整えて、令和2年度以降もこういった体制で、ほとんどの住民が所持をする目標という、4年度に向けて実行していくという流れになっていくのでしょうか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 今後について増えていく見込みですので、この3名体制で行っていく予定になります。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 済みません、最後に。これにかかる予算は全て国から出るという説明があったかと思うんですけども、ずっと国から出るということになるのでしょうか。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 現段階では100%補助と聞いております。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、影山副委員長、よろしいですか。

そのほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

では、次に、14ページ、下段にあります5款1項、農業費から、次のページの被害農業者支援に要する経費までとなります。ここで質疑はございませんか。14ページの一番下の農業関係、それから、ページをめくっての被害に関するところですか。ございませんか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 15ページになります。11) 被災農業者支援に要する経費、大きいんですけども、この内訳について、わかるところだけ教えていただけますか。

○植村 博委員長 11) の19節となります。ここについての質問です。

川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 お答えします。9月の台風15号で被災しました市内の農業者の皆さん、ここで被災した施設として、多目的防災網、これは梨畑になります。それから、パイプハウス等の農業用施設が主な被災物件になるんですが、そういった農業施設が多く被災を受けました。その施設等の再建、修繕費用に対する補助金ということで、これは国と県の合算、それから、市の補助金分も含めました費用を合算したものが1億6,915万3,000円となっているものです。

被災している、申請を出されている被災者の方としては、合計が現在55名の方がございます。その内訳としましては、先ほど申し上げましたが、多目的防災網であったり、それから、梨棚のパイプ、それから、防鳥網であったりということで、梨の関係者が47件ぐらい、それから、キウイの果樹棚の方が1件、あと、ビニールハウスの方が7件と、あと、畜舎、発酵舎が2件と、農業用機械が2件、ハウスの撤去が2件という内訳になっております。合計数は合わないんですが、この各件数の中ではその各生産者がダブっている方もおりますので、全体では55名の方の申請を承っているという状況です。以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 金額的には大きいんですけども、梨棚の場合なんかは何百万とか、梨棚とか、防災網になるんですけども、例えば、この被害が10万以上とか、20万以上とか、そういう設定はあるんですか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 今回の補助の対象に該当する金額、被災額ということでは20万円以上の被災を受けた方が対象となっております。以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 もう1点確認させてください。これはそのときにこの55名とかあるんですけども、

その後、被災を受けて、例えば、1カ月、2カ月、3カ月たってくると、最悪の状況になって、後から申請というか、この申請期間に合わなくて、後から申請したいんだというお話等は来ているんでしょうか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 後から申請があったかどうかということですね。この55名と説明しましたが、それは今現在最終的に55名になったというところがございます。ですから、15号台風が襲来したときにつきましては若干少なかったというところがあるんですが、その後、後から被災を受けているということを承って現在は55名になっているという状況になっております。以上です。

○秋谷公臣委員 済みません、もう1点だけ確認させてください。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 この防災網、面積、多分この金額ですと、20町歩、30町歩の大きな被害にももちろんなっていると思うんですけども、年間にやれる面積というのはもう決まっているので、多分この全員の被災者に対して来年の梨の収穫までに間に合わないということもあろうかと思えますけれども、その辺の相談等は市に来ているんでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 その辺の復旧事業というのでしょうか、防災網の事業者さんが非常に手が回らないというお声は大変多くいただいております。今回この被災農業者支援に要する経費につきましては全額繰越明許をしております。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかにはございますか。

平田委員。

○平田新子委員 済みません、こういう農業関係者の申請というのは御自分から言ってこられるだけだったんでしょうか。それともこういう補助が出ますという周知をしながら皆様に広めた上で、その上で申請なされたという、そのプロセスをお聞きします。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 どういう周知をしたかという御質問だと思うんですが、台風が来てまたその補助金の申請をするという時間的なものは結構農業生産者の皆さんにとっては、後片付けであったりとか、梨の収穫もある中で非常にタイトな期間ということでありました。市ではまずホームページで周知を図るとか、一番確実なのはJAさんで発行する「かけはし」という機関紙があるんですが、そちらにその補助申請ができますという周知のパンフレットを挟み込ませていただきまして周知を図っております。あと、各その農業者団体の代表者さんに団体者数分のチラシを配布依頼したりしております。それと、あと、10月17日に当たりましては、災害補助の説明会を6時から開催して、これは申請等、または補助を申請するかどうかということでの周知を図りました。それから、10月22日は、

この日は休日であったんですが、1日補助申請関係の相談会を行ったところです。以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 一般家屋が被災した場合にはすぐに写真を撮って罹災証明書を発行みたいな手続になると思うんですけども、この農業の被害ということでもやはり罹災証明書みたいなものを市が発行したりするんですか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 施設的なものについてはそういう場合もございます。農業用倉庫であるとか、ガラスの温室になっているような、ハウスという、建築物扱いになっているものについてはそういう罹災証明を取ってくださいという指導をします。ただし、梨畑の防災網であったり、棚、それから、ビニールハウスであったりするものは農業生産者の皆さんが各自で写真を撮ったり、あとは写真が撮れなかったという部分には図面で記録を残すとかということで被災状況を証明できるような書類を残してくださいという指導をしております。以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには。小田川委員。

○小田川敦子委員 14ページにあります育苗センター事業について伺います。これは説明では、発育不良や災害被害によってロスが発生して増設をしたというお話でしたけれども、このロスという部分の逸失利益というものの積算は出していらっしゃいますか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 出入益ということでよろしいでしょうか。精算をしているか。育苗センターで、これは梨業組合がそういった生産をしているんですが、近年天候不順であったり、あとは昨年台風24号があったということもあったり、ことしは台風15号、19号、また、21号が来ているということで、苗木に当たっては相当に風の抵抗であったり、天候不順ということでロスが出てくると、場合によってはその台風の後の病気が発生する可能性もあったりするということもあって、昨年では24号で大分苗木の葉っぱ等が痛めつけられたという報告を受けております。金額的なところでは当課では把握できていないんですが、そういったところでのロスはあったということで、それに対応するために今年度県の補助金を利用してその苗木の補填をしたいと、増設分140本なんですが、そういう相談を受けてやったところです。以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 増設で140本やりますということですけども、これに関しての維持運営は大丈夫なんでしょうか、現行のままで、予算的に。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 今、育苗センターの維持運営ということだと思うんですが、それは梨業組

合で独立して維持運営を図っているというところがございます。以上です。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 ほかにこの農業関係での質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、まだ項目が残っておりますので、ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。再開は20分ということをお願いいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○植村 博委員長 それでは、再開いたします。

休憩前に先ほどの歳出の14ページ、農業関係まで終わったところであります。

次に、7款1項、土木管理費、ここについて質疑を受けたいと思います。この土木管理費について質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 こちら450万、土木総務費、土木総務事務に要する経費、450万でいいですね。

○植村 博委員長 はい。

○小田川敦子委員 説明では街路灯の電気代が上がったことと電気料金の単価も上がったという御説明でしたけれども、金額が大きいので、そのあたりもう少し具体的な説明をお願いしたいんですけれども。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今回の電気料金の増額補正につきましては、本年4月から8月までの日照時間等の不足によりまして、つまり、電気の点灯時間が長くなったことによる電気料金の増額、これによること、それから、もう1つは電気の料金改定なんです、再生可能エネルギーの発電促進賦課金ということで、こちらが昨年4月、ことしの4月を比べますと、昨年4月が2.64円、本年4月が2.95円、約1.17倍ということでこの辺も改定されて上げられているということが要因となっているものでございます。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、その下、道路橋梁費、ここに行きたいと思います。これについて質疑ございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 こちらの改良事業に関しては、市が土地を取得するという方向での補正の形状なんですけれども、その土地を取得した後の管理方法と大体管理費用の想定についてはどのようなになっているのか、御説明ください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、管理でございますけれども、道路課で管理を行っていくということになってございます。この管理方法ですけれども、草刈り等をやはりやっていかなければならないと思っております。土地の状況については縁辺に特にひどい草が生い茂るという状況となっていると見受けられております。このことについては刈払機等で刈っていくということになるかと思っております。しかしながら、その縁辺部においてどの程度の面積があるとか、そういうことがまだ詳細にわかっておりませんので、費用については現在算定しておりませんが、今後その辺を計算して管理をしていきたいと思っております。以上です。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 あともう1つ。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 それと、当該土地に関しては宅地として買い取るようになっていくと思うんですけれども、その宅地として取得したものを利用するに当たって、市がもし売るとき、売ったときは、その制約がなく、また宅地として売れる状態な土地なのかどうかというのも確認したいと思っております。いかがでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 売却の可能性ということでございますけれども、現在売却や云々ということの方針を定めてはまだありません。今後公共用地の利活用方針というものが市では定めておりますので、この中で検討してまいりたいと思っております。

それから、ここでの制約という話でございますけれども、市街化調整区域でございますので、そういった部分については1つの制約ということも言えるかなとは考えているところでございます。以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 済みません、今の市街化調整区域としての制約というところがぴんとこなかったもので、その中であっても宅地であれば普通は売却できるんじゃないかと思うんですけれども、違うん

ですか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 市街化調整区域であっても地目は法定手続を取られた宅地となっております。このことについてはそのままユーザーがいれば、市と売る買うの関係が整えば、売ることは可能かと考えております。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 どうでしょう。そのほかにはここについてはありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、歳出終わりました、次、歳入に移りたいと思います。

まず、7ページをあけていただきたいと思います。ここで15款2項1目、個人番号カード等関連事務委任事務補助金、これについて。ここの箇所での質問はございませんか。15款2項1目のところです。個人番号カードに関連するものです。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、次に移ります。

次に、同じく7ページ、16款2項3目、農林水産業費県補助金について、ここでの質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、次に、8ページ、19款1項5目、千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金繰入金、ここについての質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 先ほどの支出での部分でということと連動していると思うんですけども、繰入金ということは基金から出したんじゃないかと基金に入れたということで、この金額の説明をお願いします。

○植村 博委員長 東山土地計画課長。

○東山 智都市計画課長 繰入金等ということで基金から一般会計に繰り入れるものでございます。よろしいでしょうか。

○平田新子委員 はい。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○平田新子委員 はい。

○植村 博委員長 ほかにはどうでしょうか。このところで。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。

では、次に移りまして、第2表、繰越明許についての質疑を行いたいと思います。

4ページを開いていただきたいと思います。ここの第2表、繰越明許補正、この部分の5番、7番、農林水産業費と土木費について質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立多数であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○植村 博委員長 次に、日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。よって都市経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時32分